



# Global Tax Update

ベトナム

デロイト トーマツ税理士法人

2015 年 11 月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。  
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

## 外国契約者の商標使用権移転に係る所得に対する VAT

先頃、ハノイ税務署(Hanoi Department of Taxation)およびホーチミン税務署(Ho Chi Minh Department of Taxation)は、外国契約者の商標使用権移転に係る所得に対する付加価値税(Value Added Tax: 以下「VAT」)に関するガイダンスを定めた OL No.3159/CT-TTHT および OL No.53638/CT-HTr をそれぞれ 2015 年 4 月 15 日付および同 8 月 14 日付で発表した。これらの Official Letter は、ブランド名・商標の使用権の移転(知的財産法(Law on Intellectual Property)に定める知的財産権の移転および永久的ではない)に係る所得には、外国契約者税(Foreign Contractor Withholding Tax:5%の VAT)が課されると規定している。

### (1) 法的根拠

上記 Official Letter の中で両税務署が示した結論は、財務省が 2013 年 12 月 27 日付で発表した OL No.18115/BTC-TCT(財務省 Official Letter)を根拠としている。財務省 Official Letter の中で財務省は、Circular No.219/2013/TT-BTC に基づき VAT が非課税となる取引は「技術移転法(Law on Technology Transfer)の規定に基づく技術移転、知的財産法に基づく知的財産権の移転およびコンピューター ソフトウェアの移転」のみとしている。これに従うと、「知的財産権」の移転ではなく「知的財産権使用権」の移転とみなされる「商標使用権の移転」には、10%の VAT が課されることになる。

### (2) 不明点

これまで、財務省および税務総局は外国契約者のブランド名・商標の使用権の移転に係る所得に対する VAT の取扱いに関して正式なガイドラインを発行していなかった。しかし、上述の税務署からの二つの Official Letter に基づき各地の税務署はこの種の取引に外国契約者税として一律 5%の VAT を課すと思われる。

ただし、現行の外国契約者税制で 5%の税率が適用されるのはサービス提供からの所得に対してであり、ブランド名・商標の使用権の移転からの所得がサービス提供からの所得とみなされるか否かについては意見が割れている。理論的には、サービス提供からの所得に該当するとされた場合、外国契約者税率は、法人税率 10%(ロイヤルティーに対する現行税率)ではなく、5%の VAT プラス 5%の法人税となる。

### (3) 提案

各企業は、ブランド名・商標の使用権および知的財産権の移転に関係しないその他の使用権の使用に対する海外への支払を見直し、税務リスクを算定することが望まれる。また、予想されるリスク額に応じて以下を検討することも必要であろう。

- 税務署からの調査実施が通知される前に商標使用権に係る支払に対する VAT を申告する
- 各地方税務署から正式なガイダンスを入手し、適切に対処する

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao)

## 本件に関するお問い合わせ

### Deloitte Vietnam

#### ハノイ事務所

シニアマネジャー 越後 和孝 [kechigo@deloitte.com](mailto:kechigo@deloitte.com)

#### ホーチミン事務所

ディレクター 高石 元 [gtakaishi@deloitte.com](mailto:gtakaishi@deloitte.com)

シニアマネジャー 樋口 純平 [juhiguchi@deloitte.com](mailto:juhiguchi@deloitte.com)

## ニュースレター発行元

### デロイト トーマツ税理士法人

#### 東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

T e l : 03-6213-3800(代)

email: [tax.cs@tohatsu.co.jp](mailto:tax.cs@tohatsu.co.jp)

会社概要: [www.deloitte.com/jp/tax-co](http://www.deloitte.com/jp/tax-co)

税務サービス: [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,500 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte (デロイト) は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 220,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte (デロイト) とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または “Deloitte Global”) はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社 (デロイト トーマツ 税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します) に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等をすることはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。